

委託事業場の事業主様へ

一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の作成・記入について

令和6年度の年度更新に係る一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の作成・記入にあたり、下記にご留意くださるようお願いいたします。

記

1 令和5年度中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に終了した、請負金額が1億8千万円未満（消費税抜き）の元請工事のみ記入対象となります。平成27年3月31日以前に開始された工事は1億9千万円未満（消費税込み）。対象年度中に元請工事がなければ作成は不要です。

2 一括有期事業報告書の記入方法について

(1) 一括有期事業総括表に記載されている「事業（工事）の種類」ごとに分ける。

(2) 一括有期事業総括表に記載されている「事業開始時期」ごとに請負金額を集計する。

ただし、請負金額については、工事開始日に応じた消費税の扱い及び暫定措置の適用の有無により算出します。（以下の「報告書に記入する請負金額を算出するための早見表」を参照）

一括有期事業総括表に記載されている「事業開始時期」 ※下記期間に応じて労務費率・保険料率が設定されています。	工事開始日 ※下記の期間に応じて右①と②を基に請負金額を算出します。	① 請負金額の消費税の扱い	② 暫定措置の適用の有無 ※消費税8%を5%と見なす措置
平成27年3月31日以前のもの	A:平成25年9月30日以前	消費税（5%）相当額を <u>含む</u>	なし
	B:平成25年10月1日～平成27年3月31日	消費税（8%）相当額を <u>含む</u>	あり 請負金額に <u>105/108</u> を乗じる
平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの	C:平成27年4月1日以降	消費税相当額を <u>含まない</u>	なし

(3) 上記(2)で集計された請負金額に事業開始時期に応じた労務費率を乗じて賃金総額を算出する。（賃金総額の算出方法については、工事開始日に応じて以下のとおりとなります。）

A：賃金総額＝消費税込み請負金額×労務費率

B：賃金総額＝消費税込み請負金額×暫定措置 105/108×労務費率

C：賃金総額＝消費税抜き請負金額×労務費率

3 上記2で事業開始時期ごとに算出された請負金額と賃金総額を一括有期事業総括表に転記し、事業開始時期に応じた保険料率・一般拠出金率を乗じて労災保険料額・一般拠出金額を算出します。

4 用紙は2枚複写（提出用・事業主控）となっており、委託されている労働保険事務組合へ2枚とも提出をお願いいたします。

労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

記入例1

事業
主控

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

労働保険番号	府 1 3 1 0 1	所 1 0 1	管 1 0 1	轄 9 0 0 0 5 0 0 1	枝 0 0 1
--------	-------------	---------	---------	-------------------	---------

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			労務費率	賃金総額
			請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額		
〇〇邸新築工事	〇〇区〇〇 〇-〇-〇	30年3月16日から 4年4月15日まで	円	円	円	23%	円 34,891,000
(平成30年3月31日以前工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで			① 151,700,000		② 34,891,000
××駅前第三ビル新築工事に伴う 大型ガラス板設置工事	〇〇区〇〇 〇-〇-〇	3年12月11日から 4年5月10日まで	円			23%	円 1,840,000
△△センター新設に伴う 冷暖房設備設置工事	〇〇市〇〇 〇-〇-〇	4年2月21日から 4年6月20日まで	円			23%	円 1,380,000
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで			③ 14,000,000		④ 3,220,000
事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事事業を除く)						円 6,946,000

「事業開始時期」ごとに分ける

「事業の種類」ごとに分ける

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

<地域要件の廃止について>
 工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例:記入例の35業種)
 工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例:記入例の38業種)

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

<賃金総額を労務費率を用いて算出する場合>
 工事開始日が平成27年4月1日以降の工事に関しては、消費税抜きの請負金額に事業開始時期に応じた労務費率を乗じて算出する。

記入例2

事業
主控

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

労働保険番号	府県		所掌		管轄		基幹番号			枝番号		枚目
	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1	
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間			請負金額の内訳				② 労務比率	③ 賃金総額	
	請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金	① 請負代金の額	④ 賃金総額						
□□ターミナルビル給排水管更新工事	〇〇県	〇〇市	〇〇	4年6月1日	1日	5,000,000				5,000,000	23%	1,150,000
◇◇橋電灯設備交換工事 外29件	〇〇市	〇〇	〇〇	4年4月10日	10日	22,500,000				22,500,000	23%	5,175,000
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)			年 月 日	日から							
				年 月 日	日まで							
				年 月 日	日から							
				年 月 日	日まで							
				年 月 日	日から							
				年 月 日	日まで							
				年 月 日	日から							
				年 月 日	日まで							
事業の種類	38 既設建築物設備工事											6,325,000

500万円未満の工事は「事業の種類」ごとにまとめて記入できる。

太枠部分⑤・⑥は一括有期事業総括表に転記する金額

<地域要件の廃止について>
 工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例:記入例の35業種)
 工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例:記入例の38業種)

「事業の種類」ごとに分ける

労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

1. 労災保険率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02・03	林業	52/1,000	60/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業	88/1,000	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000	16/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000	62/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000
製造業	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000
	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000	5.5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000	10/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000	7/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000	4/1,000
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000	2.5/1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000	9/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000



2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。(令和6年4月1日改定)

事業の種類分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	32	道路新設事業	19%	19%	
	33	舗装工事業	17%	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	23%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38%	38%
	37	その他の建設事業	23%	24%	

3. 第2種特別加入保険料率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業又は作業の種類番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様 **3/1,000** で改定はありません。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから ▶

